



窓を替えて夏涼しく、冬あたたかく
**はじめての
省エネ・リフォーム**

「既存住宅の省エネ改修促進税制」活用ガイド

**2008年4月
省エネ改修促進税制
スタート!**

所得税
最大12万円減税

固定資産税
1/3を減額

省エネ・リフォームってなんだろう? P.01

優遇税制を活用するには? P.03

全国・地域区分一覧 P.05

窓の改修仕様と減税率 P.08

夏涼しく、冬暖かく。 家族と環境にやさしい、 これからのリフォームです。

クルマや家電品と同じように、住まいにも「省エネ性能」があります。ポイントは、窓や床、壁、天井などの断熱性。夏の暑さや、冬の寒さを室内に伝わりにくくする高い断熱性能は、冷暖房効率を向上し、少ない電気代で快適な暮らしを実現します。「省エネ・リフォーム」とは、こうした住まいの断熱性を高めて、家庭でのエネルギー消費を少なくする工事のこと。CO₂削減にも貢献するので、2008年4月から「既存住宅の省エネ改修（リフォーム）促進税制」が導入され、一定の条件を満たすリフォームには減税措置が適用されるようになりました。電気代を節約し、居住性を高め、さらに温暖化防止にも貢献する「省エネ・リフォーム」。この機会にぜひご検討ください。

省エネ・リフォームってなんだろう？

省エネ・リフォームで、
わが家はもっと快適に

365日、快適な室温に

住まいの断熱性能を高めれば、外気の影響を受けにくくなり、一年を通して室内温度が快適に保たれます。

住まいが長持ち

木材を腐らせ、カビやダニの発生原因にもなる結露を防止できるので、住まいと家族の健康を守れます。

冷暖房費を節約

冷暖房効率が大幅に向上するため、電気、ガス、灯油などの燃料費を節約できます。

地球温暖化防止に貢献

住まいのCO₂排出量を大幅に削減するので、地球温暖化防止にも貢献します。

2008年4月～12月31日までの
リフォーム工事に適用!

省エネ・リフォームをバックアップ! 「省エネ改修促進税制」が施行されました。

平成20年4月1日から平成20年12月31日までの間に、居住している既存の住宅において、ローンを組んで資金を調達し、居室の窓部分を含んだ省エネルギー対策リフォームを行って居住すると、以下の2つの減税措置が適用されます。

**省エネ改修
促進税制
適用で**

所得税を5年間、 最大12万円/年減税

リフォームローンの年度末残高の1%または2%を、5年間にわたって所得税から控除。

※所得税の確定申告の際には、登録された建築士事務所へ所属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する増改築等工事証明書が必要です。

**省エネ改修
促進税制
適用で**

翌年の固定資産税の 1/3を減額

平成21年度の住宅の固定資産税額を、一戸当り120㎡相当分まで1/3を減額。

※省エネ改修工事完了後3ヶ月以内に、市町村へ必要書類を添付して申告する必要があります。また、申告の際には、登録された建築士事務所へ所属する建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が作成する熱損失防止改修工事証明書が必要です。

■減税措置を受けるには、リフォーム工事内容に条件があります

工事内容について

住宅における居室の全ての窓、もしくは、それに天井または屋根、壁、床の部位を組合せて、「次世代省エネ基準」(住宅品質確保法に基づく住宅性能表示基準における「省エネルギー対策」等級4)に相当するリフォーム工事を行うこと。

+

工事費用について

工事費用(材料と工事費の合計)が30万円を超えるもの。

「次世代省エネ基準」とは? P03

■減税額は、リフォーム後の住宅全体の省エネルギー等級によって異なります

リフォーム後の住宅全体の省エネルギー等級	所得税の減税率
A 次世代省エネ基準(省エネルギー対策 等級4)相当になる場合	<p>→ 年度末のローン残高の2%を控除 (ローン残高の上限額 200万円)</p>
B 次世代省エネ基準(省エネルギー対策 等級4)相当までは到達しないが、リフォーム前の基準の状態から「1等級相当以上」上がる場合	<p>→ 年度末のローン残高の1%を控除 (ローン残高の上限額 1,000万円)</p>

※ご注意! 対象となるローン残高の限度額は、A・B合わせて1,000万円です。

所得税減税額の計算方法は?

例えば、上記Aに該当するリフォーム工事を行い、ローンの年度末残高が1,000万円の場合

2%の減税対象となるのは、ローン残高の内の200万円分までであり(減税額4万円)、残りの800万円分については、1%の減税となるので(減税額8万円)、合計で12万円の所得税減税となります。同様に、上記Bに該当する工事でローンを組んで行い、その年の年度末のローン残高が1,000万円であった場合、減税対象となるローンは全額1%の減税(減税額10万円)になります。

ローン残高 1,000万円

200万円 ⇒ 2%減税

800万円 ⇒ 1%減税

合計12万円の所得税減税

※工事費用が30万円を超え(材料と工事費の合計ですが、対象には、省エネリフォームに伴って必要になる、内外装仕上げ材のリフォーム・交換費用など、一体となって行われる工事にかかった費用も含まれます)、資金調達でローンを組んでいれば、その減税対象となるローン額の上限が1,000万円ということであり、上記計算例のように、必ず1,000万円のローンを組む必要があるということではありません。

※例えば、100万円のローンを組んで上記Aに該当する工事を行ない、その年の年度末ローン残高が、その後の返済によって80万円になっている場合には、80万円の2%(1万6千円)がその年の所得税減税額となります。

優遇税制を活用するには？

住宅の省エネ等級や断熱地域区分に合わせたリフォームをしましょう

「省エネ改修促進税制」の適用を受けるには、現在の住まいの省エネ等級や、所在地の断熱地域区分によって必要な工事内容が異なります。

以下のステップに沿って、正しく「省エネ改修促進税制」を活用しましょう。

減税措置を受けるためのプロセスと注意事項

1 断熱地域区分を確認する

リフォームする住宅が属する「断熱地域区分（市町村区分）」を確認しましょう。住宅が属する地域によって必要な工事内容が異なります。また、同じ都道府県でも市町村によって地域区分が異なる場合がありますのでご注意ください。

 詳しくは、P5～P7をご覧ください

2 既存住宅の省エネ等級を確認する

住宅の省エネルギー等級を事前に確認しておきましょう。確認方法としては、住宅性能評価書、旧住宅金融公庫（現（独）住宅金融支援機構）の融資関係書類、住宅の設計図書（断面詳細図等）、現地調査がありますが、建築士の資格を有する施工業者などを通じて、事前に申請先となる自治体での確認をおすすめします。

 建築士などを通じて、自治体への確認をおすすめします

■省エネルギー基準ごとの断熱仕様等の比較

項目		等級1相当 S55年以前	等級2相当 S55年基準	等級3相当 H4年基準	等級4相当 H11年基準（現行基準）
性能基準	熱損失係数	—	5.2W/(mK)以下	4.2W/(mK)以下	2.7W/(mK)以下
	相当隙間面積	—	—	—	5.0cm ² /m ² 以下
仕様基準	断熱材（外壁）	なし	グラスウール30mm	グラスウール55mm	グラスウール100mm
	断熱材（天井）	なし	グラスウール40mm	グラスウール85mm	グラスウール180mm
	開口部（窓）	アルミサッシ + 単板	アルミサッシ + 単板	アルミサッシ + 単板	アルミ二重サッシまたはアルミサッシ + 複層ガラス
年間暖冷房費*		約133,000円/年	約92,000円/年	約75,000円/年	約52,000円/年
年間暖冷房エネルギー消費量*		約56GJ	約39GJ	約32GJ	約22GJ

※東京都の戸建木造住宅について一定の条件のもとで国土交通省が試算した結果

■等級と省エネルギー基準告示の関係

等級	根拠規定	備考
等級4	現行省エネルギー基準 ●住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号） ●住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成18年国土交通省告示第378号）	左欄の告示は、平成11年時点の告示を改正したものであるが、性能レベルは変更していない。通称「H11基準」「次世代省エネ基準」
等級3	平成4年省エネルギー基準 ●住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通産省・建設省告示第2号） ●住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工の指針（平成4年建設省告示第451号）	通称「H4基準」「新省エネ基準」
等級2	昭和55年省エネルギー基準 ●住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主の判断の基準（平成4年通産省・建設省告示第2号） ●住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工の指針（平成4年建設省告示第451号）	通称「S55基準」「旧省エネ基準」
等級1	「等級2」に満たない省エネルギー性能	全く断熱材を施工していない住宅のほか、天井だけは施工しているものなどがある



3 次世代省エネ基準相当の仕様にしましょう

リフォームする各部分については、「次世代省エネ基準」(省エネルギー対策 等級4)相当の仕様にしましょう。

4 居室全ての窓のリフォームが必要です

「居室」とは、建築基準法第2条第四号に規定する居住のために継続的に使用する部屋を指し、具体的にはリビング(L)、ダイニング(D)、リビング・ダイニング(LD)、ダイニング・キッチン(DK)、リビング・ダイニング・キッチン(LDK)、寝室、応接室、書斎その他これに類する部屋です。従って、浴室、トイレ、廊下、窓のリフォームは、このローン減税措置を受けるためには必要ありません。また、玄関は対象にならず、気密工事・熱橋部分の断熱補強工事なども必要ありません。

 浴室、トイレ、廊下、玄関を除く、家中すべての窓リフォームが必要です

5 対象となる工事費用を確認する

工事費用の対象には、省エネ・リフォームに伴って必要になる内外装仕上げ材のリフォーム・交換費用など、一体となって行なわれる工事にかかった費用も含まれます。

ローンを組まない場合でも、固定資産税の減免措置は受けられます

以下の条件を満たすリフォーム工事を行った場合、ローンを組まなくても固定資産税の減免措置が受けられます。



① 居室の窓について次世代省エネルギー基準の仕様に適合させる工事

※所得税減税の要件のように「居室の全ての窓」である必要はありません



② 工事費用(材料と工事費の合計)が30万円以上

※30万円から対象となり、所得税減税の場合のように30万円を超えなくても構いません。また、工事費用には、次世代省エネ基準相当の仕様に改修する場に限り、天井、屋根、壁、床の改修費を含むことができます。

適用期間

平成20年1月1日に存在していた住宅(賃貸住宅を除く)で、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に上記①、②に該当する工事を行えば、完了した翌年度分に限り適用されます。

※固定資産税の減税が適用される工事は、所得税の減税が適用される工事よりも、実施できる期間が2年以上長くなります。

全国・地域区分一覧

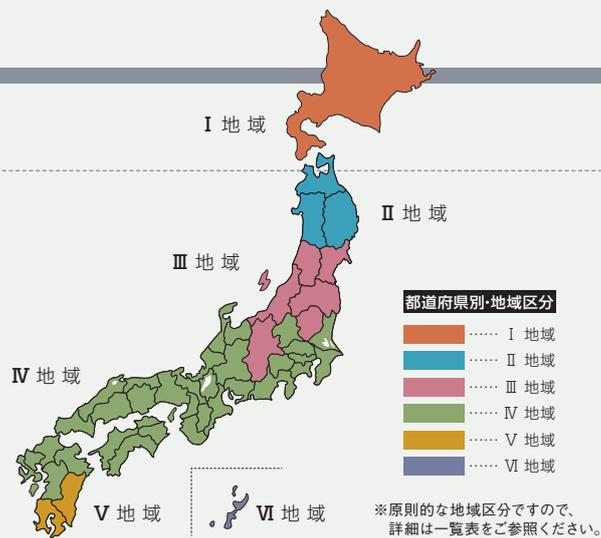
住宅所在地の地域区分を確認しよう

「省エネ改修促進税制」の適用を受けるには、地域によって必要な工事が異なります。
 基準となる断熱地域区分は全国を6地域に分けたものですが、
 同一都道府県内でも市町村によって区分が異なる場合がありますのでご注意ください。

※この表に掲げる区域は、平成18年4月1日における行政区間によって表示されたものとし、()内に記載する区域は、平成13年8月1日における旧行政区間によって表示されたものとし、
 ※「公庫仕様の断熱地域区分」と異なります。

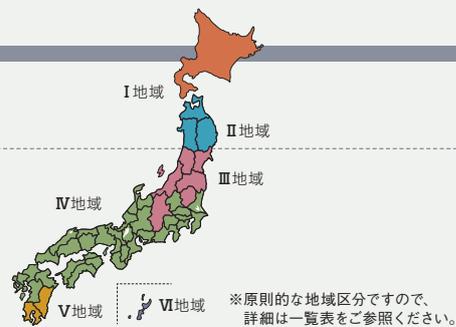
■ 地域区分一覧表

都道府県名	地域区分	以下の市町村は、左記の都道府県区分に関わらず他の地域に区分されます	
北海道	I	II 地域	函館市(旧函館市に限る)、松前町、福島町、知内町、木古内町、八雲町(旧熊石町に限る)、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、せたな町(旧瀬棚町を除く)、島牧村、寿都町
青森県	II	I 地域	十和田市(旧十和田湖町に限る)、七戸町(旧七戸町に限る)、田子町
		III 地域	青森市(旧青森市に限る)、深浦町
岩手県	II	I 地域	久慈市(旧山形村に限る)、八幡平市、葛巻町、岩手町、西和賀町
		III 地域	宮古市(旧新里村を除く)、大船渡市、一関市(旧一関市、旧花泉町、旧大東町に限る)、陸前高田市、釜石市、平泉町
秋田県	II	III 地域	秋田市(旧河辺町を除く)、能代市(旧熊代市に限る)、男鹿市、由利本荘市(東由利町を除く)、潟上市、にかほ市、三種町(旧琴丘町を除く)、八峰町、大潟村
宮城県	III	II 地域	栗原市(旧栗駒町、旧一迫町、旧鶯沢町、旧花山村に限る)
山形県	III	II 地域	米沢市、鶴岡市(旧朝日村に限る)、新庄市、寒河江市、長井市、尾花沢市、南陽市、河北町、西川町、朝日町、大江町、大石田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町
福島県	III	II 地域	会津若松市(旧河東町に限る)、白河市(旧大信村に限る)、須賀川市(旧長沼町に限る)、喜多方市(旧塩川町を除く)、田村市(旧都路村を除く)、大玉村、天栄村、下郷町、檜枝岐村、只見町、南会津町、北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町、三島町、金山町、昭和村、矢吹町、平田村、小野町、川内村、飯館村
		IV 地域	いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町
栃木県	III	II 地域	日光市(旧今市市を除く)、那須塩原市(旧塩原町に限る)
		IV 地域	宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市(旧氏家町に限る)、那須烏山市、下野市、上三川町、上河内町、河内町、西方町、二宮町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、大平町、藤岡町、岩舟町、都賀町、高根沢町
新潟県	III	II 地域	十日町市(旧中里村に限る)、魚沼市(旧入広瀬村に限る)、津南町
		IV 地域	新潟市、長岡市(旧中之島町、旧三島町、旧与板町、旧和島村、旧寺泊町に限る)、三条市(旧下田村を除く)、柏崎市(旧高柳町を除く)、新発田市、見附市、村上市、燕市、糸魚川市、上越市(旧上越市、旧柿崎町、旧大潟町、旧頸城村、旧吉川町、旧三和村、旧名立町に限る)、阿賀野市(旧京ヶ瀬村、旧笹神村に限る)、佐渡市、胎内市、聖籠町、弥彦村、出雲崎町、刈羽村、荒川町、神林村、山北町、粟島浦村
長野県	III	II 地域	長野市(旧長野市、旧大岡村を除く)、松本市(旧松本市、旧四賀村を除く)、上田市(旧真田町、旧武石村に限る)、須坂市、小諸市、伊那市(旧長谷村を除く)、駒ヶ根市、中野市(旧中野市に限る)、大町市、飯山市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市(旧更埴市に限る)、東御市、小海町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、南箕輪村、宮田村、阿智村(旧浪合村に限る)、平谷村、下條村、上松町、木祖村、木曾町、波田町、山形村、朝日村、池田町、松川村、白馬村、小谷村、小布施町、高山村、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、信濃町、飯綱町
		IV 地域	清内路村、大鹿村



都道府県名	地域区分	以下の市町村は、左記の都道府県区分に関わらず他の地域に区分されます	
茨城県	Ⅳ	Ⅲ地域	土浦市(旧新治村に限る)、石岡市、常陸大宮市(旧美和村に限る)、笠間市(旧岩間町に限る)、筑西市(旧関城町を除く)、かすみがうら市(旧千代田町に限る)、桜川市、小美玉市(旧玉里村を除く)、大子町
		Ⅴ地域	神栖市(旧波崎町に限る)
群馬県	Ⅳ	Ⅱ地域	沼田市(旧沼田市を除く)、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、片品村、川場村、みなかみ町(旧水上町に限る)
		Ⅲ地域	高崎市(旧倉渚村に限る)、桐生市(旧黒保根村に限る)、沼田市(旧沼田市に限る)、渋川市(旧赤城村、旧小野上村に限る)、安中市(旧松井田町に限る)、みどり市(旧東村(勢多郡)に限る)、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、中之条町、高山村、東吾妻町、昭和村、みなかみ町(旧水上町を除く)
埼玉県	Ⅳ	Ⅲ地域	秩父市(旧大滝村に限る)、小鹿野町(旧両神村に限る)
千葉県	Ⅳ	Ⅴ地域	銚子市
東京都	Ⅳ	Ⅲ地域	奥多摩町
		Ⅴ地域	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
神奈川県	Ⅳ	—	—
富山県	Ⅳ	Ⅲ地域	富山市(旧大沢野町、旧大山町、旧細入村に限る)、黒部市(旧宇奈月町に限る)、南砺市(旧平村、旧上平村、旧利賀村に限る)、上市町、立山町
石川県	Ⅳ	Ⅲ地域	白山市(旧吉野谷村、旧尾口村、旧白峰村に限る)
福井県	Ⅳ	Ⅲ地域	大野市(旧和泉村に限る)
山梨県	Ⅳ	Ⅱ地域	富士吉田市、北杜市(旧小淵沢町に限る)、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町(旧河口湖町に限る)
		Ⅲ地域	甲府市(旧上九一色村に限る)、都留市、山梨市(旧三富村に限る)、北杜市(旧明野村、旧小淵沢町を除く)、芦川村、鳴沢村、富士河口湖町(旧河口湖町を除く)、小菅村、丹波山村
岐阜県	Ⅳ	Ⅱ地域	高山市、飛騨市(旧古川町、旧河合村に限る)、白川村
		Ⅲ地域	中津川市(旧中津川市、旧長野県木曾郡山口村を除く)、恵那市(旧串原村、旧上矢作町に限る)、飛騨市(旧宮川村、旧神岡町に限る)、郡上市(旧美並村を除く)、下呂市(旧金山町を除く)、東白川村
静岡県	Ⅳ	Ⅴ地域	熱海市、下田市、御前崎市、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町(旧西伊豆町に限る)
愛知県	Ⅳ	Ⅲ地域	豊田市(旧稲武町に限る)
三重県	Ⅳ	Ⅴ地域	尾鷲市、熊野市(旧熊野市に限る)、御浜町、紀宝町
滋賀県	Ⅳ	—	—
京都府	Ⅳ	—	—

全国・地域区分一覧



都道府県名	地域区分	以下の市町村は、左記の都道府県区分に関わらず他の地域に区分されます	
大阪府	Ⅳ	—	—
兵庫県	Ⅳ	Ⅲ地域	養父市(旧関宮町に限る)、香美町(旧香住町を除く)
奈良県	Ⅳ	Ⅲ地域	奈良市(旧都祁村に限る)、五條市(旧大塔村に限る)、生駒市、宇陀市(旧室生村に限る)、平群町、野迫川村
和歌山県	Ⅳ	Ⅲ地域	かつらぎ町(旧花園村に限る)、高野町
		Ⅴ地域	御坊市、新宮市(旧新宮市に限る)、広川町、美浜町、日高町、由良町、白浜町、すさみ町、串本町、那智勝浦町、太地町、古座川町
鳥取県	Ⅳ	Ⅲ地域	倉吉市(旧関金町に限る)、若桜町、日南町、日野町、江府町
島根県	Ⅳ	Ⅲ地域	奥出雲町、飯南町、美郷町(旧大和村に限る)、邑南町(旧石見町を除く)
岡山県	Ⅳ	Ⅲ地域	津山市(旧阿波村に限る)、高梁市(旧備中町に限る)、新見市、真庭市(旧落合町、旧久世町を除く)、新庄村、鏡野町(旧鏡野町を除く)
広島県	Ⅳ	Ⅲ地域	府中市(旧上下町に限る)、三次市(旧三次市、旧三和町を除く)、庄原市、廿日市市(旧佐伯町、旧吉和村に限る)、安芸高田市(旧八千代町、旧美土里町、旧高宮町に限る)、安芸太田町(旧加計町を除く)、北広島町(旧豊平町を除く)、世羅町(旧世羅西町を除く)、神石高原町
山口県	Ⅳ	Ⅴ地域	下関市(旧下関市に限る)
徳島県	Ⅳ	Ⅲ地域	三好市(旧東祖谷山村に限る)
		Ⅴ地域	牟岐町、美波町、海陽町
香川県	Ⅳ	—	—
愛媛県	Ⅳ	Ⅴ地域	宇和島市(旧津島町に限る)、伊方町(旧伊方町を除く)、愛南町
高知県	Ⅳ	Ⅲ地域	いの町(旧本川村に限る)
		Ⅴ地域	高知市(旧高知市に限る)、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、香南市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、春野町、いの町(旧伊野町に限る)、大月町、三原村、黒潮町(旧大方町に限る)
福岡県	Ⅳ	Ⅴ地域	福岡市：博多区、中央区、南区、城南区
佐賀県	Ⅳ	—	—
長崎県	Ⅳ	Ⅴ地域	長崎市、佐世保市、島原市(旧島原市に限る)、平戸市、五島市、西海市、南島原市(旧加津佐町を除く)、長与町、時津町、小値賀町、江迎町、鹿町町、佐々町、新五島町
熊本県	Ⅳ	Ⅴ地域	八代市(旧八代市、旧千丁町、旧鏡町に限る)、水俣市、上天草市(旧松島町を除く)、宇城市(旧三角町に限る)、天草市(旧有明町、旧五和町を除く)、芦北町、津奈木町
大分県	Ⅳ	Ⅴ地域	佐伯市(旧佐伯市、旧鶴見町、旧米水津村、旧蒲江町に限る)
宮崎県	Ⅴ	Ⅳ地域	都城市(旧山之口町、旧高城町を除く)、延岡市(旧北方町に限る)、小林市、えびの市、高原町、西米良村、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	Ⅴ	Ⅳ地域	大口市、曾於市、霧島市(旧横川町、旧牧園町、旧霧島町に限る)、さつま町、菱刈町、湧水町
沖縄県	Ⅵ	—	—

窓の改修仕様と減税率

地域区分と省エネ等級によって 窓のリフォーム方法が異なります

「省エネ改修促進税制」の適用を受けるには、窓の改修工事が必須となりますが、その仕様は、断熱地域区分や既存住宅の省エネ等級によって異なります。以下の表をご覧の上、正しい工事を行ってください。

I 地域

省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修（必須）			窓以外で改修が必要な場所 (天井または屋根、壁、床)と減税率 ^{※2}				
		方法	仕様例 ^{※1}		なし	一部位改修	二部位改修	三部位改修	
			窓枠	ガラス					
等級 1	木 or 樹脂 + Low-E複層A12 ^{※3} 木 + 三層複層A12 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	単板	×	×	×	2%控除	
		③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除	
	木 or 樹脂 + 普通複層A6 (等級2相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	普通複層A6	×	×	×	2%控除	
		③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除	
	アルミ + 普通複層 (等級1相当の仕様)	③ガラス交換	木 or 樹脂	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
			アルミ	普通複層A6	×	×	×	2%控除	
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除	
			木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
	アルミ + 単板 (等級1相当の仕様)	③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	×	×	×	2%控除	
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	1%控除	
		①内窓増設	木 or 樹脂	Low-E複層A6	×	×	×	2%控除	
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除	
			木 or 樹脂 or 複合 ^{※4}	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
	等級 2	木 or 樹脂 + Low-E複層A12 木 + 三層複層A12 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	単板	×	×	×	2%控除
			③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除
		木 or 樹脂 + 普通複層A6 (等級2相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	普通複層A6	×	×	×	2%控除
			③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除
アルミ + 普通複層 (等級1相当の仕様)		③ガラス交換	木 or 樹脂	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
			アルミ	普通複層A6	×	×	×	2%控除	
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除	
			木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
アルミ + 単板 (等級1相当の仕様)		③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	×	×	×	2%控除	
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	1%控除	
		①内窓増設	木 or 樹脂	Low-E複層A6	×	×	×	2%控除	
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除	
			木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する

※1：仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等級以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。 ※2：×印は、減税適用外です。

※3：表中のA12とは、空気層12mmのことです。(A6=空気層6mm) ※4：複合とは、アルミと樹脂（もしくは木）との複合です。

I 地域 省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修(必須)			窓以外で改修の必要な場所(天井または屋根、壁、床)と減税率 ^{※2}			
		方法	仕様例 ^{※1}		なし	一部位改修	二部位改修	三部位改修
			窓枠	ガラス				
等級3	木 or 樹脂 + Low-E複層A12 木 + 三層複層A12 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	単板	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
	木 or 樹脂 + 普通複層A6 (等級2相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	普通複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
	アルミ + 普通複層 (等級1相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	普通複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
	アルミ + 単板 (等級1相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	Low-E複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除

II 地域

省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修(必須)			窓以外で改修の必要な場所(天井または屋根、壁、床)と減税率 ^{※2}			
		方法	仕様例 ^{※1}		なし	一部位改修	二部位改修	三部位改修
			窓枠	ガラス				
等級1	木 or 樹脂 + 普通複層A6 ^{※3} (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	普通複層A6	×	×	×	2%控除
		③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除
	アルミ + 普通複層A6 (等級2相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	普通複層A6	×	×	×	2%控除
			アルミ	Low-E複層A6	×	×	×	1%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂 or 複合 ^{※4}	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除
		③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	×	×	×	2%控除
	アルミ + 単板 (等級1相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	Low-E複層A6	×	×	×	2%控除
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	×	1%控除
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	×	1%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	×	×	2%控除
木 or 樹脂 or 複合			Low-E複層A12	×	×	×	1%控除	
③ガラス交換		アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	×	×	×	2%控除	
等級2	木 or 樹脂 + 普通複層A6 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	普通複層A6	×	1%控除	1%控除	2%控除
			木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除
		③ガラス交換	木 or 樹脂	Low-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除
	アルミ + 普通複層A6 (等級2相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	普通複層A6	×	1%控除	1%控除	2%控除
			アルミ	Low-E複層A6	×	×	1%控除	1%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除
木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12		×	×	1%控除	1%控除		
③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除		
		アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除	

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する

※1：仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。 ※2：×印は、減税適用外です。

※3：表中のA12とは、空気層12mmのことです。(A6=空気層6mm) ※4：複合とは、アルミと樹脂(もしくは木)との複合です。

II 地域 省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修 (必須)			窓以外で改修の必要な場所 (天井または屋根、壁、床) と減税率 ※2			
		方法	仕様例 ※1		なし	一位位改修	二位位改修	三位位改修
			窓枠	ガラス				
等級 2	アルミ + 単板 (等級1相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	Low-E複層A6	×	1%控除	1%控除	2%控除
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	1%控除	1%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除
			木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除
		③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除
等級 3	木 or 樹脂 + 普通複層A6※1 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	普通複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		③ガラス交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
			木 or 樹脂	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除
	アルミ + 普通複層A6 (等級2相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	普通複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
			アルミ	Low-E複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
			木 or 樹脂 or 複合※3	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除
		③ガラス交換	アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除
	アルミ + 単板 (等級1相当の仕様)	①内窓増設	木 or 樹脂	Low-E複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
			アルミ	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除
		②窓交換	木 or 樹脂	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
			木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除
③ガラス交換		アルミ	ガス入り三層Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
		アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除	

III 地域

省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修 (必須)			窓以外で改修の必要な場所 (天井または屋根、壁、床) と減税率 ※2			
		方法	仕様例 ※1		なし	一位位改修	二位位改修	三位位改修
			窓枠	ガラス				
等級 1	アルミ + 普通複層A6※3 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A6	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	普通複層A6	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	単板	×	×	1%控除	1%控除
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	1%控除	1%控除
		③ガラス交換	アルミ熱遮断	Low-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除
	アルミ + 単板 (等級2または1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	単板	×	×	1%控除	1%控除
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合※4	Low-E複層A12	×	×	×	2%控除
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	1%控除	1%控除
		③ガラス交換	アルミ熱遮断	Low-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する

※1：仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。 ※2：×印は、減税適用外です。

※3：表中のA12とは、空気層12mmのことです。(A6=空気層6mm) ※4：複合とは、アルミと樹脂 (もしくは木) との複合です。



省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修(必須)		窓以外で改修の必要な場所(天井または屋根、壁、床)と減税率 ^{※2}					
		方法	仕様例 ^{※1}		なし	一部位改修	二部位改修	三部位改修	
			窓枠	ガラス					
等級 2	アルミ + 普通複層A6 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A6 ^{※3}	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除	
			木 or 樹脂	普通複層A6	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除	
			木 or 樹脂	単板	×	1%控除	1%控除	1%控除	
			アルミ	単板	×	×	1%控除	2%控除	
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合 ^{※4}	Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除	
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	1%控除	1%控除	1%控除	
			アルミ熱遮断	Low-E複層A12	×	1%控除	1%控除	1%控除	
			木 or 樹脂	普通複層A6	×	×	1%控除	2%控除	
			複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	×	×	1%控除	2%控除	
			複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	×	×	1%控除	2%控除	
		③ガラス交換	アルミ	ガス入りLow-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除	
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除	
	アルミ + 単板 (等級2または1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除	
			木 or 樹脂	普通複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除	
			木 or 樹脂	単板	×	1%控除	1%控除	1%控除	
			アルミ	普通複層A6	×	×	1%控除	2%控除	
②窓交換		木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
		木 or 樹脂	普通複層A12	×	1%控除	1%控除	1%控除		
		アルミ熱遮断	Low-E複層A12	×	1%控除	1%控除	1%控除		
		木 or 樹脂	普通複層A6	×	×	1%控除	2%控除		
		複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	×	×	1%控除	2%控除		
		複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	×	×	1%控除	2%控除		
③ガラス交換		アルミ	ガス入りLow-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
		アルミ	Low-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除		
等級 3	アルミ + 普通複層A6 (等級3相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
			木 or 樹脂	普通複層A6	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
			アルミ	単板	×	2%控除	2%控除	2%控除	
			木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
		②窓交換	木 or 樹脂	普通複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除	
			複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除	
			複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除	
			アルミ	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
		③ガラス交換	アルミ	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除	
			アルミ	Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
		アルミ + 単板 (等級2または1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
				木 or 樹脂	普通複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
	木 or 樹脂			単板	×	2%控除	2%控除	2%控除	
	アルミ			普通複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除	
	②窓交換		木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除	
			木 or 樹脂	普通複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除	
複合 or アルミ熱遮断			普通複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除		
複合 or アルミ熱遮断			Low-E複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除		
③ガラス交換	アルミ	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除			
	アルミ	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除			

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する

※1：仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。 ※2：×印は、減税適用外です。

※3：表中のA12とは、空気層12mmのことです。(A6=空気層6mm) ※4：複合とは、アルミと樹脂(もしくは木)との複合です。

IV
地域

省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修(必須)			窓以外で改修の必要な場所(天井または屋根、壁、床)と減税率 ^{※2}					
		方法	仕様例 ^{※1}		なし	一部位改修	二部位改修	三部位改修		
			窓枠	ガラス						
等級 1	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12 ^{※3}	×	1%控除	1%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	普通複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	単板	×	×	1%控除	1%控除		
			アルミ	普通複層A6	×	×	1%控除	1%控除		
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合 ^{※4}	Low-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	普通複層A6	×	×	1%控除	1%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	×	×	1%控除	1%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	×	×	1%控除	1%控除		
		③ガラス交換	アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	1%控除	1%控除	2%控除		
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	1%控除	1%控除		
		等級 2	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除
					木 or 樹脂	普通複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除
木 or 樹脂	単板				×	1%控除	1%控除	1%控除		
アルミ	普通複層A6				×	1%控除	1%控除	1%控除		
②窓交換	木 or 樹脂 or 複合			Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除		
	木 or 樹脂			普通複層A6	×	1%控除	1%控除	1%控除		
	複合 or アルミ熱遮断			普通複層A12	×	1%控除	1%控除	1%控除		
	複合 or アルミ熱遮断			Low-E複層A6	×	1%控除	1%控除	1%控除		
③ガラス交換	アルミ			ガス入りLow-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除		
	アルミ			Low-E複層A12	×	1%控除	1%控除	1%控除		
等級 3	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)			①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
					木 or 樹脂	普通複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除
		木 or 樹脂	単板		×	2%控除	2%控除	2%控除		
		アルミ	普通複層A6		×	2%控除	2%控除	2%控除		
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	普通複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	×	2%控除	2%控除	2%控除		
		③ガラス交換	アルミ	ガス入りLow-E複層A12	2%控除	2%控除	2%控除	2%控除		
			アルミ	Low-E複層A12	×	2%控除	2%控除	2%控除		

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する

※1：仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。 ※2：×印は、減税適用外です。

※3：表中のA12とは、空気層12mmのことです。(A6=空気層6mm) ※4：複合とは、アルミと樹脂(もしくは木)との複合です。

省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修(必須)			窓以外で改修の必要な場所(天井または屋根、壁、床)と減税率 ^{※2}					
		方法	仕様例 ^{※1}		なし	一部位改修	二部位改修	三部位改修		
			窓枠	ガラス						
等級1	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12 ^{※3}	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	普通複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	単板	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
			アルミ	普通複層A6	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
			アルミ	単板	×	1%控除	1%控除	1%控除		
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合 ^{※4}	Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	普通複層A6	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
		③ガラス交換	アルミ	ガス入りLow-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	2%控除		
			アルミ	Low-E複層A12	1%控除	1%控除	1%控除	1%控除		
			アルミ	普通複層A6	×	1%控除	1%控除	1%控除		
		等級2	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除
					木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	1%控除	2%控除
					木 or 樹脂	単板	×	×	×	2%控除
アルミ	普通複層A6				×	×	×	2%控除		
アルミ	単板				×	×	×	1%控除		
②窓交換	木 or 樹脂 or 複合			Low-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除		
	木 or 樹脂			普通複層A6	×	×	×	2%控除		
	複合 or アルミ熱遮断			普通複層A12	×	×	×	2%控除		
	複合 or アルミ熱遮断			Low-E複層A6	×	×	×	2%控除		
③ガラス交換	アルミ			ガス入りLow-E複層A12	×	×	1%控除	2%控除		
	アルミ			Low-E複層A12	×	×	×	2%控除		
	アルミ			普通複層A6	×	×	×	1%控除		
等級3	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)			①内窓増設	アルミ	Low-E複層A12	×	×	2%控除	2%控除
					木 or 樹脂	普通複層A12	×	×	2%控除	2%控除
					木 or 樹脂	単板	×	×	×	2%控除
		アルミ	普通複層A6		×	×	×	2%控除		
		②窓交換	木 or 樹脂 or 複合	Low-E複層A12	×	×	2%控除	2%控除		
			木 or 樹脂	普通複層A6	×	×	×	2%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	普通複層A12	×	×	×	2%控除		
			複合 or アルミ熱遮断	Low-E複層A6	×	×	×	2%控除		
		③ガラス交換	アルミ	ガス入りLow-E複層A12	×	×	2%控除	2%控除		
			アルミ	Low-E複層A12	×	×	×	2%控除		

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する

※1:仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。 ※2:×印は、減税適用外です。

※3:表中のA12とは、空気層12mmのことです。(A6=空気層6mm) ※4:複合とは、アルミと樹脂(もしくは木)との複合です。

VI
地域

省エネ等級別・窓の改修仕様と減税率

改修前の住宅の省エネ性能	既存窓	窓の改修(必須)				窓以外で改修の必要な場所 (天井または屋根、壁)と減税率 ^{※2}		
		方法	仕様例 ^{※1}			なし	一部位改修	二部位改修
			窓方位	窓枠	ガラス			
等級1	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	③ガラス交換	北側	アルミ	遮熱複層A6 ^{※3} or 熱線反射2種 ^{※4}	×	1%控除	2%控除
			東西南側	アルミ	熱線反射3種			
等級2	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	③ガラス交換	北側	アルミ	遮熱複層A6 or 熱線反射2種	×	1%控除	2%控除
			東西南側	アルミ	熱線反射3種			
等級3 ^{※5}	アルミ + 単板 (等級3、2、1相当の仕様)	③ガラス交換	北側	アルミ	遮熱複層A6 or 熱線反射2種	×	2%控除 (外壁のみ対象)	2%控除 (外壁のみ対象)
			東西南側	アルミ	熱線反射3種			

方法①内窓増設 既存窓の内側に窓を新設する方法 方法②窓交換 既存窓を取り除き、新たな窓に更新する方法 方法③ガラス交換 既存窓の枠に専用部材を取り付け、ガラスを多層化する方法

※1：仕様例は一例であり、仕様例から算出される熱貫流率と同等以下のガラスであれば、仕様例以外のガラスも使用することができます。

※2：×印は、減税適用外です。

※3：表中のA6とは、空気層6mmのことです。

※4：熱線反射2種・3種、遮熱複層の定義 熱線反射2種：日射熱取得率(η)0.55以下。 熱線反射3種：日射熱取得率(η)0.40以下。 遮熱複層：遮熱Low-E複層ガラス。

※5：等級3の場合、窓以外で改修の必要な部位は、壁のみとなります。

詳細については、(財)建築環境・省エネルギー機構のホームページ (<http://www.ibec.or.jp/>) に掲載されている「住宅の省エネ改修促進税制の解説」をご参照ください。 <http://www.ibec.or.jp/kousyu/kaisetsu.pdf>



FLAT GLASS MANUFACTURERS ASSOCIATION OF JAPAN

Shin-Kokusai BLD.2th Floor,
3-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0005 Japan
TEL.+81-3-3212-8631 FAX.+81-3-3216-3726

お問い合わせ

板硝子協会

〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-1 新国際ビル2F
TEL.03-3212-8631 FAX.03-3216-3726
<http://www.itakyo.or.jp/> <http://www.ecoglass.jp/>